

# 魅力ある清水を創る会 規約

## (名 称)

第1条 本会は、「魅力ある清水を創る会」（以下「本会」という。）と称する。

## (事務所)

第2条 本会の事務所は、静岡商工会議所 清水事務所内に置く。

## (目 的)

第3条 本会は、広く清水地区の地域経済の活性化とまちづくりに資するための活動を通じて、魅力ある清水を創ることを目的とする。

## (活 動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

ただし、政治に係る活動は行わない。

- (1) 港を活かしたまちの顔づくりに資する諸活動。
- (2) 地域観光の魅力づくりを図るために必要な諸活動。
- (3) 清水地域活性化の推進に資する事業等について、行政及び関係機関に対する意見の具申活動。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

## (会 員)

第5条 本会は、清水地区の企業、団体の代表者及びそれに準ずる者をもって構成する。

## (会員の入退会)

### 第6条

- 1 本会に入会を希望する者は、「入会申込書」により入会の申込みをしなければならない。
- 2 入会の申込みがあった場合、会長は運営委員会に諮り、承認を得るものとする。
- 3 退会を希望する会員は、「退会届」を提出しなければならない。

## (会費・事業年度)

### 第7条

- 1 年会費は10,000円とする。
- 2 その他、必要に応じ特別会費を徴収することができる。
- 3 年度の途中で退会しても、既納の会費は返還しない。
- 4 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- ・会長 1名
- ・副会長 若干名
- ・会計監事 2名

(役員を選出)

第9条

- 1 会長及び副会長は総会において選任する。
- 2 会計監事は、総会の同意を得て、会員の中から会長が選任する。

(役員の職務)

第10条

- 1 会長は、本会を代表し、会議を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、会長の指名する副会長が職務を代行する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第12条

- 1 総会は年1回開催とする。
- 2 総会は、会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
- 3 総会の議事は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(運営委員会)

第13条

- 1 会の事業を円滑に推進するため、運営委員会を置くことができる。
- 2 運営委員会の委員並びに委員長は、会長が会員の中から指名する。
- 3 運営委員会は、会の事業計画や活動方針等に係る諸事業について検討・協議する。
- 4 運営委員会は、入会の諾否を審議する。

(顧問・相談役)

第14条 本会に会長が委嘱した顧問及び相談役を置くことができる。

(委任)

第15条 この規約に定めるほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成24年9月4日から施行する。
- 2 本会の設立時（平成24年9月）に会員としての意思を表明したものは、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本会の会員としての入会手続き及び承認は得たものとする。
- 3 第7条第4項の規約にかかわらず、平成24年度の事業年度は、平成24年9月4日に始まり、平成25年3月31日をもって終了する。
- 4 第7条第1項の改正規約は、平成27年6月12日から施行する。
- 5 この規約は、2020年8月1日から施行する。